

指定居宅介護支援事業所吉成医院 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団芳尚会が設置する居宅介護支援事業所吉成医院（以下「事業者」という。）において実施する指定居宅介護支援・介護予防支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援・介護予防支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護要支援状態等の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援・介護予防支援の提供を確保することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 指定居宅介護支援・介護予防支援においては、要介護要支援状態等の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

2 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス、福祉サービス及び地域支援事業サービスが、多様な事業者・団体（以下事業者等）から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業者等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業者は、太子町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等において、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じる。また、自然災害の発生、感染症拡大において業務を継続可能とするためにおいても、同様の措置を講じるものとする。

6 事業者は、指定居宅介護支援・介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項及び第59条第1項第1号並びに第115条の2第1項及び第2項に規定する介護保険等関連情報、介護保険法その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

7 前6項のほか、「太子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年3月27日太子町条例第3号）及び「太子町指定介護予防支援等事業の人員及び運営の基準等に関する条例」（平成27年3月19日太子町条例第5号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定居宅介護支援・介護予防支援の提供にあたっては、事業者の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業者の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 居宅介護支援事業所吉成医院

（2）所在地 茨城県久慈郡太子町太子813-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業者における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(介護支援専門員) 介護支援専門員と兼務

指定居宅介護支援・介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業・介護予防支援事業の実施に関し、遵守すべき事項を担う。

要介護者要支援者等からの相談に応じ、及び要介護者要支援者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス、地域支援事業サービス、又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(2) 事務職員 2名(常勤兼務)

顧客対応、請求補助、会計事務、緊急時対応等にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月31日から1月3日及び8月13日から8月16日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほかは、可能な限り電話等により連絡体制をとる。

(指定居宅介護支援・指定居宅介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援・指定居宅介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者からの居宅サービス・介護予防サービス計画作成依頼等に対する相談対応

当事業者内相談室において行う。

(2) 課題分析の実施

① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。特段の事情により、居宅訪問ができない場合はそれに代わる方法で面接を実施する。

② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

③ 居宅サービス計画のために使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドラインとする。

(3) 居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書の原案を作成する。

居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることとする。

また、原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料金等について利用者及び家族に説明し、利用者から同意を受ける。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

(5) 居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護支援事業者とサービス事業者の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

利用者の同意、サービス担当者会議等においての主治医および担当者その他の関係者の合意のもとに、テレビ電話装置・その他の情報通信機器を活用したサービス実施状況の継続的な把握及び評価を可能とする。その場合、他のサービス事業所との連携につとめる。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 居宅介護支援・介護予防支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援・介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、あらかじめ利用者の同意を得てから、それに要した交通費・実費の支払いを利用者から受けることができる。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1km当たり50円とする。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

5 指定居宅介護支援・介護予防支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大子町内とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援・介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに大子町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援・介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置し迅速かつ適切に対応するとともに、苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし事業者内にその手順等を提示する。

2 事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により大子町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該大子町の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び大子町が行う調査に協力するとともに、大子町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定居宅介護支援・介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 地域包括支援センターや介護支援専門員大子地区会と協働し、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催する

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを大子町に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援・介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、太子町や地域包括支援センター、介護支援専門員太子地区会に業務継続計画について周知するとともに、協働で必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 地域包括支援センターや介護支援専門員太子地区会と協働し、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を、おおむね6月に1回以上開催する。

(2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業者において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束禁止規定)

第16条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他に利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、居宅介護支援・介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業者は、指定居宅介護支援・介護予防支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は居宅介護支援事業所吉成医院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。